

景観賞について

1 第 31 回長野市景観賞について

《 資料 2 - 2、3 》 参照

2 顕彰対象について

(1) 重要伝統的建造物群保存地区（重伝建）に指定された戸隠中社、宝光社地区内の建築物等

- ・ H29 年 2 月、「重要伝統的建造物群保存地区」として国から指定
- ・ 地区内の建築物等は、伝統的建造物として特定された物件と、それ以外に分けられている。特定物件は現状を維持した修理しかできないが、それ以外の物件も、伝統的建造物群の特性に調和するよう、許可基準に沿った工事を行うことが義務付けられている。いずれも、基準に従い、この地区に相応しいものとしていくことが求められており、それぞれに補助の制度も設けられている。
- ・ 重要文化財、指定有形文化財として指定された建築物等は、顕彰対象外としている。
- ・ 重伝建に指定された当地区は、すでに長野市景観賞と同等以上の社会的評価を受けていると考えられる。
- ・ 地区内で活動する団体は、その活動内容が重伝建の維持管理等に関わるものであったとしても、重伝建の指定の対象には含まれず、指定の条件にもなっていない。

事務局（案）

重伝建地区内の建築物等は、顕彰対象から除外。ただし、団体等はこの限りではない。

(2) 神社仏閣の参道や、公園、民間施設敷地のオープンスペースなどに入って望見できるもの

- ・ 許可を受けずに立ち入ることができる[・][・][・][・]と一般的に認識されている場所については、誰もが景観を楽しむ目的で訪れることもできる場所と考えられ、そういった所から望見できるものであれば、公道等から望見できるものと同等の扱いをしても差し支えないと考えられる。
- ・ 1 日のうち限られた時間のみ開放されている場合や、入場料などが必要な場合、公共施設であっても学校など部外者の立ち入りが制限されている場所については、一般市民に開放されているとは言い難い。

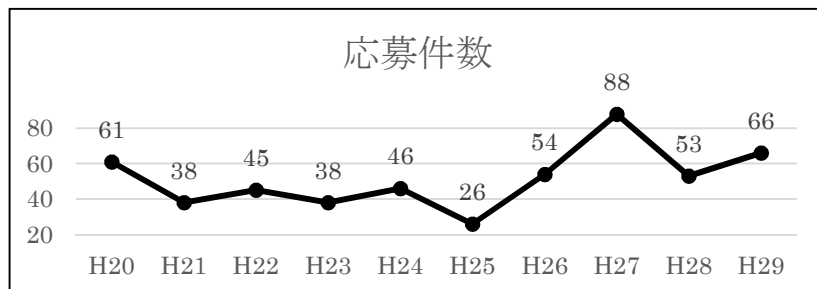
事務局（案）

一般的に許可を受けずに立ち入ることができる敷地から望見できるものは、顕彰対象とする。ただし、屋外から望見できるものに限る。

3 景観顕彰制度のあり方について

(1) 景観賞の実施方法

[応募件数の推移]



- ・毎年、ある程度の応募件数は確保しているが、実際には関係者の協力により、件数が確保されている状況であり、一般の方からの応募件数は年々減少傾向である。

対応策（案）

- ①市報やホームページ、FM放送、各支所等でPRをしているが、更なるPRを実施
- ②他市では、景観賞を毎年実施するのではなく、数年に一度、などの実施方法
- ③
- ④

(2) 表彰式のあり方について

(千円)

[年度別決算額（抜粋）]

年度	H28	H29
表彰記念品関係	1,351	1,005
会場、講師謝礼他	743	252

- ・例年、ホール等で都市景観フォーラムと同時開催（昨年度から景観・花と緑フォーラム）しているが、一般来場者数は年々減少傾向にある。

対応策（案）

- ①多くの人を呼べるような演出を行う。
- ②表彰式だけの実施とする。
- ③
- ④

(3) 景観意識の高揚を図るための新たな施策について

- ・景観賞や景観フォーラムによる意識啓発事業だけではなく、新たな施策が必要

対応策（案）

- ①ながの百景の活用（ツアー会社との連携、絵手紙・写真講座などとのコラボ企画、インスタグラムによる情報発信、マスメディアの利用)
- ②景観に携わる専門業者などを対象にした講演会、勉強会等の開催
- ③
- ④

第 3 1 回長野市景観賞の概要（案）

1 募集期間

- ・ 平成 30 年 4 月 2 日（月）～ 5 月 31 日（木）（当日消印有効）

2 対 象

- ・ 建築物、工作物、屋外広告物等及びこれらで構成されているまちなみ
- ・ まちづくり又は景観の向上を目的とする活動を行っている団体等

3 募集方法

- ・ リーフレット
- ・ 広報ながの 4 月号（予定）
- ・ 長野市ホームページ 他

4 審 査

- ・ 景観審議会で選考
- ・ 一次選考：書類選考（7月上旬） ……（今年度 7 月 7 日）
- ・ 最終選考：現地評価、選考（7月中～下旬） ……（今年度 7 月 21 日）

5 景観賞決定

- ・ 市長答申（8月上旬） ……（今年度 8 月 8 日）
- ・ 市長決定（8月中旬） ……（今年度 8 月 17 日）







6 景観賞の発表

- ・ 報道発表・ホームページ掲載（8月中旬） ……（今年度 8 月 18 日）
- ・ 広報ながの 10 月号掲載（予定） ……（今年度 10 月広報）

7 表 彰

- ・ ながの景観・花と緑フォーラムにおいて表彰（11月以降）
……（今年度 11 月 3 日）

平成30年度「第31回長野市景観賞」ほか スケジュール【案】

事業名等		H30.2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H31.1月	2月	3月
長野市 景観賞 選考	審議会	 第31回 実施検討 ・要綱改正検討		 諮問		 一次選考		 最終選考、決定、答申		 景観賞表彰式 (ながの景観・花と緑フォーラム)		 第32回 実施検討			
				募集期間： 4月2日～5月31日											
景観計画 改定	審議会	平成29年度 第5回審議会	(都市計画 審議会)	第1回専門部会 第1回審議会			第2回審議会 第3回審議会							第4回審議会	
	審議内容			・検証(事前協 議、本編) ・報告、修正審議	・承認、答申										
	事務局	・部長会議 ・会派説明 ・記者会見	・パブコメ		・部長会議 ・会派説明	6月議会(条 例改正議案 提出)					改正条例施行				

長野市景観顕彰制度実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、長野市の景観を守り育てる条例（平成19年長野市条例第49号）第24条の規定による優れた景観の形成に寄与している建築物等及び優れた景観の形成に貢献している団体等の顕彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

(顕彰の対象)

第2 顕彰の対象となる建築物等及び団体等は、次の各号に掲げる建築物等及び団体等で、良好な景観の形成上特に優れていると認めるものとする。

(1) 建築物、門、塀、石垣、生垣、庭園、道路、橋、公園、広場、河川、水路、池、彫刻、モニュメント、屋外広告物等及びこれらで構成されているまちなみ

(2) まちづくり又は景観の向上を目的とする活動を行っている団体等

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する建築物等については、顕彰の対象としない。

(1) 文化財保護法（昭和25年法律第 214号）の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定されたもの

(2) 景観法（平成16年法律第 110号）の規定により景観重要建造物として指定されたもの

(3) 文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）の規定により長野県宝又は県史跡名勝天然記念物として指定されたもの

(4) 長野市文化財保護条例（昭和51年長野市条例第74号）の規定により長野市指定有形文化財又は指定史跡名勝天然記念物として指定されたもの

(顕彰)

第3 顕彰は、長野市景観賞（以下「景観賞」という。）及び長野市景観奨励賞（以下「奨励賞」という。）により行うものとする。

(景観賞及び奨励賞の決定等)

第4 景観賞及び奨励賞は、市民等の推薦又は所有者、設計者、施工者等から応募があった建築物等又は団体等の中から決定するものとする。

2 前項の推薦又は応募の募集は、毎年度1回行うものとする。

3 市長は、景観賞及び奨励賞に決定した建築物等及び団体等について、広報への掲載その他の適当な方法により、公表するものとする。

(補則)

第5 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成4年6月30日告示第 106号）

この要綱は、平成4年7月1日から施行する。

附 則（平成10年4月1日告示第71号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成20年4月1日告示第 146号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成21年3月10日告示第84号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成23年3月10日告示第 107号）

この要綱は、告示の日から施行する。

長野市景観顕彰制度実施要領

(目的)

第1 この要領は、長野市景観顕彰制度実施要綱（以下「要綱」という。）第5に基づき、募集及び表彰について、必要な事項を定めるものとする。

(顕彰の対象)

第2 顕彰の対象は、要綱の第2に規定するもので、次の各号に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 長野市内に存するもの
- (2) 法令に違反しないもの
- (3) 長野市が過去に実施した都市景観賞、長野市景観賞及び長野市景観奨励賞の入賞作品でないもの
- (4) ながの花と緑大賞の応募内容に該当しないもの

(募集方法)

第3 リーフレット、広報ながの、ホームページ等によるものとする。

(審査)

第4 審査は、長野市景観審議会（以下「審議会」という。）において行う。

2 審査にあたっての選考基準等は審議会で定める。

(顕彰の決定)

第5 審議会は審査の結果、優れているものとして長野市景観賞（以下「景観賞」という。）候補作品若干数を選ぶ。なお、審議会は必要があると認めた場合には、長野市景観奨励賞（以下「奨励賞」という。）候補作品を選ぶことができる。

2 市長は、審議会が選考した候補作品の中から、景観賞及び奨励賞を決定する。

(顕彰の方法)

第6 要綱の第3の顕彰については、次のとおりとする。

- (1) 市長は、景観賞に決定した建築物等及び団体等について、建築物等にあつては当該建築物等の所有者、設計者、施工者等に、団体等にあつては当該団体等に、賞状及び楯等を授与するものとする。ただし、当該建築物等の建築主が国、県、市等であるときは、授与の内容を変更することができる。
- (2) 市長は、奨励賞に決定した建築物等及び団体等について、建築物等にあつては当該建築物等の所有者、設計者、施工者等に、団体等にあつては当該団体等に、賞状及び楯等を授与するものとする。
- (3) 設計又は施工を共同で行った場合、市長は、それぞれの設計者又は施工者を顕彰するものとする。
- (4) 市長は、景観賞及び奨励賞に決定した建築物等又は団体等を推薦した者に、記念品を授与するものとする。